

議案第 51 号

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 11 月 30 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

北郷の庄屋屋敷 重要文化財旧木下家住宅を設置するため、この案を提出する。

勝山市条例第　　号

北郷の庄屋屋敷　重要文化財旧木下家住宅の設置及び管理に関する条例

(設置及び目的)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、重要文化財として国の指定を受けた貴重な建造物を保存、管理及び活用するとともに、文化的向上及び地域振興を図るため、北郷の庄屋屋敷　重要文化財旧木下家住宅（以下「旧木下家住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 北郷の庄屋屋敷　重要文化財旧木下家住宅
- (2) 位置 勝山市北郷町伊知地第5号3番地

(業務)

第3条 旧木下家住宅は、第1条の目的を達成するために次のとおりを行う。

- (1) 旧木下家住宅の公開及び維持管理に関する事。
- (2) 旧木下家住宅に関する資料等の保管、展示及び情報提供に関する事。
- (3) 旧木下家住宅の活用に関する事。
- (4) 前3号に定めるもののほか教育委員会が必要と認める業務に関する事。

(入館料)

第4条 旧木下家住宅の入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、旧木下家住宅に入館しようとするもの（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- (1) 建物又は展示品を損傷し、又は滅失させる行為をするおそれがあるとき。

- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、旧木下家住宅の管理上支障があると認められるとき。

(入館者の遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1) 建物等を毀損し、又は汚損しないこと。
- (2) 展示品に触れないこと（特に指定した展示品を除く。）。
- (3) 敷地内で喫煙をしないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる行為をしないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

2 教育委員会は、入館者が前項の規定に違反したときは、その者に対して退場を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(使用の許可)

第7条 旧木下家住宅を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、旧木下家住宅の管理上必要があると認めたときは、前項の使用に条件を付けることができる。

(使用料)

第8条 使用者は、別表第1に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 すでに納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用者の申請に基づき、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第7条の許可を受けた使用内容を変更しないこと。

- (2) 建物等を毀損し、又は汚損しないこと。
- (3) 第7条の許可を受けた建物等を転貸し、または当該許可に基づく権利を譲渡しないこと。
- (4) 公安又は公益を害し、又は善良な風俗を乱す行事をしないこと。
- (5) 教育委員会の許可を受けずに作品、物品等の販売、寄付金の募集、立て看板の掲示、その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、旧木下家住宅の管理上支障がある行為をしないこと。

2 教育委員会は、使用者が前項の規定に違反したときは第7条の許可を取り消すことができる。

3 使用者は、建物の使用を終了したときは、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 入館者及び使用者は、故意又は過失により建物等を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1(第8条関係)

旧木下家住宅基本使用料

	午前9時～午後0時30分	午後0時30分～午後4時	午後4時～午後9時
建物・敷地一式	2,000円	2,000円	3,000円
和室（1室あたり）	500円	500円	750円
オイエ（板の間）	500円	500円	750円
屋外敷地	500円	500円	750円